

基調講演

「“子どもの権利”としての意思表示・参加を語り合おう！」

早稲田大学名誉教授 喜多明人氏

こんにちは。ただいま御紹介いただきました、喜多と申します。

私は三大話が好きなのですけれども、今日の前半の講演は三つの柱でやります。ちょっと長い副題をつけました。「君は、自分のことを自分で決めていますか?」、こどもの自己決定権を聞いています。二つ目の柱は「君は、社会に発言したいと思ったことはありませんか?」、社会参加の権利です。二つの柱をこどもの意見表明・参加の問題として話をしていこうと思うのですが、これが第2の柱と第3の柱です。

第一の柱は、皆さんのお手元のレジュメにもありますが、「こども基本法の誕生によってこども政策が大転換!」ということです。部長が今日話したように、こども基本法という新しい法律が2022年6月に成立しまして、2023年4月に施行して、まだ僅か2年です。しかし、大転換なのです。今、こども政策が大きく転換する時期にあると言っても過言ではないので、単純に意見表明・参加の問題ではなくて、あくまでもこども政策全体が転換している中でのこどもの意見表明・参加というのはどうあるべきなのか、こういうところを最初にお話しさせていただいた後、二つの権利性について深めながら、パネルディスカッションに入りたいと思います。

何が大転換か。簡単に言えば、子どもの権利条約に基づいたこども政策かそうでないかということです。1994年、30年近く前から子どもの権利条約には日本も批准していたのですが、日本政府は国連外交を優先していたので、批准はしたけれども、中身は特に使わない。国連に向けていい顔だけはしよう、批准はしました、中身を生かす気は全くありませんという方針を取って、日本は1994年に批准したのです。

当時の文部省は、権利条約は絶対に学校に入れませんという宣言を通達しました。批准後の2年後です。5.20通知と言いまして、権利条約に批准しましたけれども、これは学校には絶対に入れませんという通達を出して、今でもそれが生きているのです。ですから、権利条約には批准したけれども、こども政策には全く変更がありませんという形ですずっと来ていた。そのこども政策から、2022年6月にこども基本法が成立して、初めて権利条約を軸にこれからこども政策を転換しますと、180度大きく転換したのです。

ただし、政策が転換したから世の中がよくなるわけではないのです。政策とか、制度が変わるということと人の意識が変わるというのは別物なのです。特にこどもの権利という問題は、制度や政策が変わっても人の意識は変わらないのです。権利なんて言っても、わがままを助長させるだけだ、権利よりも義務が大事だとか、こういう日本社会の伝統的な考え方というのは、そう簡単に払拭されるわけがないのです。ですから、理想的に政策は大きく転換し、法律もできたけれども、それに近づけるように日本社会の意識を変えて

いくことがこれからは課題になる。まさにこどもの権利の啓発シンポジウムというのは、そのためにあるのです。第一歩です。一つの政策が転換されて、大きく変わっていくのに、私は最低10年はかかると思います。

こども基本法は、資料1です。そろそろパワポを使いますけれども、資料1を出していただいていいですか。これは皆さんにお配りした資料にも入っています。特にパワポを見なくてもいいように、両方あります。

第1条にあるように、子どもの権利条約の精神にのっとりこども施策を総合的に推進することを目的とするというこども基本法ができたこと、そして、最初に15条、このパワポでいうと、一番下のほうにありますけれども、こども基本法と子どもの権利条約の趣旨や内容については、今後、国民に周知を図る、国民に周知を図るのは国の役割だということが15条に書いてあるのです。これも非常に画期的です。恐らくこれから子どもの権利条約を教えることは、学校にとって重要な役割になります。国民に周知するために一番大事になるのは学校です。

この周知について、資料2を見てください。サポートネットという民間団体と県とで協力して子どもの権利ノートを配付しています。お手元に黄色い1枚の紙が入っていると思います。これは八つ折りをして1冊の小さい冊子になるようなつくり方になっています。これも権利条約を広げていく県としての取組の一つだと思います。

一言だけ子どもの権利ノートについてお話ししておきますと、もともと子どもの権利ノートというのは、児童養護施設に配付されていたものです。最後のとりでというか、家庭に恵まれなくて施設で生活しているこどもにとって、もうほかに行き場がない、だから、その中で虐待を受けたり、様々な侮辱的な扱いを受けても我慢するしかない。それでは駄目だということです。

特に千葉県は恩寵園事件が起きまして、年配の方は大体うなずいているのですが、若い人は知らない事件ですけれども、民間ですが、恩寵園という児童養護施設で虐待事件が起きます。あまりにもひどい虐待だったので、こどもたちがみんな逃げ出したのです。そういう事件が起きたことも含めて、やはり児童養護施設の中でこそ、まずこどもの権利を保障しなければいけないということで、子どもの権利ノートが全国の児童養護施設に配られていくわけです。

今、千葉県が子どもの権利ノートとして出しているのはどういうことかというのと、施設だけではなくて、全てのこどもに子どもの権利ノートは大事だということです。逃げ場のないこどもたち、居場所のないこどもたちは、施設だけではなくて、いろいろなところでつらい思いをしている。そういうこどもたちの権利を保障していくためにこそノートが必要だということで、配られている。これは一つ千葉県の特徴として、広報活動として知っておいていただければと思います。

こども基本法の基本的なところをまず押さえた上で、この法律の中で重視されているのは、レジュメにありますように、3条と11条です。

3条の3項で全てのこどもが自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されるとあります。もう一つは、多様な社会的活動に参画する機会の確保です。大きく二つの柱で意見表明・参加の確保がうたわれています。

私は、自己に直接関係することへの意見表明のことを自己決定・自己形成のための意見表明・参加だと分析しています。もう一つは、社会参画・社会形成のための意見表明・参加、大きく二つの権利性が意見表明・参加の中に入っている。こどもの権利としての意見表明・参加をこういう二つの権利性で見ておく必要があって、これはこの後の第2の柱、第3の柱で説明していきたいと思っております。

これをもうちょっと具体的な政策文書にまとめたものがこども大綱です。資料3を見てください。資料3の一番下の14ページというところです。資料3の一番最後のところにありますように、子どもの権利条約を誠実に遵守するとともに、国連・子どもの権利委員会の見解を踏まえて国内施策を進める。ここに明らかに政策転換を証明する文書が入っています。子どもの権利条約を誠実に遵守します、そういうことをこども大綱、政策の基本部署で宣言し、かつこれまで一切無視してきた国連・子どもの権利委員会の勧告に対しても、これを踏まえて国内施策を進める、国際的な取組にも貢献していく、こういう大きな政策転換をしたことが非常に明確になっています。これがこども大綱です。

かつどういう施策の中身になるか、こども観が大事です。どういうふうにこどもたちを支援していくのか。最初にありますように「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である」。自己選択・自己決定・自己実現の主体としてこどもを支えていく、支援していくというのが、実はこども政策、こども大綱の基本に据えられました。

こども観そのものは、保護型、あるいは権利を大人が守ってあげるという対象のこどもとしてだけではなく、こども自身が自分で選択し、決定し、自己実現していく主体なのだ、そういうこども観で施策を推進していく。

特に意見表明・参画については、意見形成が欠かせない。どんなに意見表明権といっても、こどもたちが意見を持たなければ駄目なので、こどもたちがちゃんと自分の意思・意見が持てるように支えていく、そういう意見形成支援が大事になります。

私は、長年、チャイルドラインという活動をやっていますが、これはまさに意見形成支援です。こどもの専用電話でこどもたちの声に寄り添って、いわゆる伴走と言いますけれども、こどもたちが自分で自分の意思をまとめていけるように支えていく、そういう伴走的な活動をやっているのがチャイルドラインです。これも一つの実践例だと思いますが、そういう意見形成の支援を含めて、意見表明しやすい環境をつくる。

ここが今日の後半のパネルディスカッションのテーマです。意見を表明しやすい環境づくりを行う。これはこども大綱、こども政策の基本文書にも入っていますが、どうやったらこどもたちが安心して意見が言えるのか、表明しやすい環境をつくれるのか、

そういうところを後半のパネルディスカッションで若者と話し合っていければと思います。

こども大綱は割かし皆さんにも知らされてきているのですけれども、もう一つ大事なのがこどもの居場所づくりに関する指針というもので、これはこども大綱と一緒にワンセットで閣議決定されています。閣議決定ですから、社会的に影響力のある文書です。こどもの居場所づくりに関する指針は、こどもを支えていく支援実践の基本文書だと思っています。

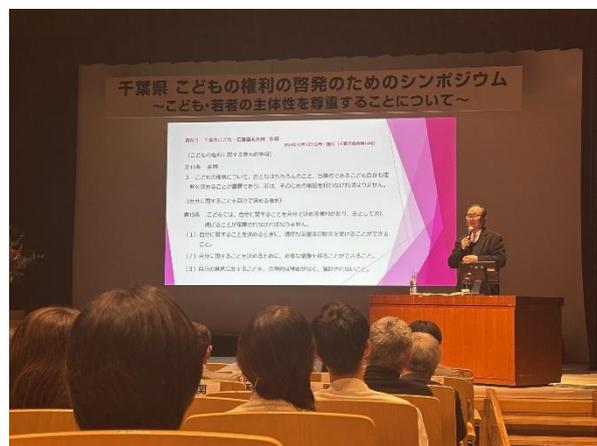
後でも申し上げますけれども、特にこどもの居場所というのはいろいろと問われているわけです。そのときにこの指針は何を言いたいかという、その場が自分にとって居場所だと感じられるかどうかは、こども・若者本人が決めることだということです。当たり前なのですけれどもね。

2段落目にあるように「居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所をつくること（居場所づくり）とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感ずることと、居場所づくりには隔たりが生じ得る。こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要である」。つまりギャップが出てくるのです。居場所づくりをやるのは主に大人の人たちですが、居場所づくりをやる方々とこどもがそれを居場所を感じるということとのギャップ、隔たりをどうやって埋めていくか。それが最後に書いてあるように「こども・若者の意見を聴き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくことである」ということです。

今、学校の中でもこどもの居場所をつくろうという取組が非常に盛んに行われています。不登校のこどもたちの居場所も改めて学校の中につくろうという動きがあります。千葉県は不登校に関する条例もつくっていて、フリースクールと公立学校との連携・協働をうたっています。これは非常に画期的な条例だと思います。そういうふうに、少なくとも学校も問題でいっても、こどもの居場所を改めて見直すときに、この指針が非常に大きな役割を果たすと言っているのではないのでしょうか。

そういう大きな政策の転換の中で、具体的にこどもたちの意見表明・参加の現場で、今どういう問題が課題となっているか。大きくは二つの権利性、自己決定主体としてのこどもの権利、もう一つは社会参画主体としてのこどもの権利、この二つの流れで残りの話をさせていただければと思います。

自己決定、自分に関することを自分で決める権利は、今、法制化されています。今、皆さんに一番身近なのは、千葉市のこども・若者基本条例です。これは資料5を見て



ください。

2024年12月に公布されて、施行もされましたこども・若者基本条例の11条では、当事者であるこども自身がこどもの権利についての理解を深めなければいけないと書いてあって、15条では「こどもには、自分に関することを自分で決める権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません」ということで、自分のことを自分で決めるために適切な支援や助言を受けること、必要な情報を得ること、最後に非常に重要なのは、自分の意思に反することを合理的な理由なく強制されないこと。3番目はなかなかきついです。その子の意思に反することを強制されないこととあります。

皆さんの学校体験の中でどうですか。自分の意思とかなり違うことを強制されてきていませんでしたか。そんなことも含めて、後半のパネルディスカッションでは、若い人たちの経験も話していただきながら、千葉市の15条の条文を生かしていければいいと思っております。

自分で決める権利のことについて、私が最初に条例にさせていただいたのは川崎市でした。30年近く前ですけれども、2000年に施行された川崎市の子どもの権利に関する条例に初めて自分のことを自分で決める権利を入れさせていただきました。そのときは、総スカンでした。一番評判が悪い権利で、特に教育界からはこんなものを認めたらわがままになるだけだと言われて、大騒ぎされて、教育関係の雑誌でも川崎市の条例はいいのかとあって、特集を何回も組まされて、私たちは相当防御しなければならないほどでした。

自分で決める権利を入れたきっかけは、ここだけの話、イイツカ君という中学生の男の子の話があったからです。当時、イイツカ君はブラスバンド部に入っていました。私が座長をやっている川崎市の子どもの権利委員会というのは、全体で30人ぐらいいて、9人がこどもだったのです。その中の1人の中学生の男の子が、本当はサッカー部に入りたかった。でも、お母さんが受験に響くから駄目だと言った。それで無理やり文化系のクラブにしろと言われて、ブラバンに入った。それを今はすごく悔いているという話があったのです。

私は同じ体験をしていたのです。私、座長で、今でも同じだと思いました。私の頃は野球と相撲しかなかった時代なので、相撲部に入る気はなかったので、野球部に絶対に入ろうと思っていました。王や長嶋がいましたから、ああいう人になりたかったのです。でも、父親が駄目だと言いました。野球なんてあんなものに入ったら、受験に響く。私が趣味で始めたテニスをやりなさいと言われてました。父親が趣味で始めたテニスをお前もやれということで、中学校・高校はずっとテニスでした。もちろん軟式テニスです。硬式ではないのです。

高校2年が終わる頃になって、また父親から呼び出されて、明人、もうテニス部を辞めなさい。大学受験が始まるし、今、浪人が多いので、現役で入るように3年になる前には辞めなさいと言われて、はい、お父さんと言いました。私は典型的ないい子タイプ

ですから、親に逆らったことはありませんでした。

それでテニス部のサトウ君という部長に、親がもう辞めろと言うので、辞めますと退部届を出そうとしたら、部長が全員集合と言って、コートの中に部員全員を集めたのです。何事かと思ったら、今、喜多から退部の申出があった。これを認めるかどうか、今晚、みんなで話し合いたいと言うのです。私の退部を認めるかどうかの話し合いになりまして、結論、退部は認めない。別にやくざの世界ではないのですが、足抜けができないクラブがあったのです。

理由は何か。サトウ部長が言っていたのは、喜多、お前、親に言われて辞めるというのは情けないのではないか。お前が自分でことを自分で決めたのなら分かる。自分のことぐらい自分で決めろ、何で親に言われたから辞めるのか、それは許さない。こういうふうに言われたら、そのとおりだったので、反論できないのです。みんなもそうだ、そうだと言うのです。自分で決めていないのに、親に言われたから辞めるなんておかしいという形で、結果的には辞めることができなくて、そのまま3年続けました。続けたことによって、私も親に逆らってまでやらなければいけなくなったので、結果を出さないとまずかったので、必死になって練習してインターハイに行きました。

そういう形で、エンパワーメントです。こどもの意見表明、自分で自己決定したことは逃れられない。そういうときに物すごい力が出るのです。嫌々とか、周りからのやらされ感でやっていると力が出てこないのです。そういう意味では、こどものエンパワーメントというのは、そのこどもが自分の意思でやる気を出したときに出る力だと思います。私はそれを経験的に感じたのですけれども、いずれにしても、自分のことは自分で決めたい。それは川崎のイイツカ君という男の子も同じ思いだったと思います。

私たちは、それがこどもの権利ではないかと思います。こどもたちが一番悔いていること、困っていること、それを解決していくことにこそこどもの権利の基本があるのだから、こどもたちが自分で決めたい、決められなかったことを悔やんでいたというのだったら、こどもたちが自分で決めることを権利として保障しよう、それこそがこどもの権利の基本ではないか。憲法学では果たせない自己決定は駄目だとか、後づけでいろいろな批判を受けました。でも、それは私たちには全く関係ない。こどもたちが悔やんでいることについて、何とかしてあげられないか、そういうこどもの権利の基本をそこで条例にしたわけです。

自分で決めることの重要性を痛感していた中で、資料6を見てください。14、15年前の話ですが、この頃から随分こどもたちの状況が変わってきたのですけれども、私はNPOの子どもの権利条約ネットワークという団体をやっております、そこが呼びかけ団体になって、毎年、子どもの権利条約フォーラムを実施しています。今年は鹿児島で12月6日、7日にやるのですけれども、33回目になります。

2010年は震災直前に宮城でフォーラムを開催しました。毎年、実行委員会方式で現地で実行委員会をつくっていただいてフォーラムをやっているのですが、この年は開催

直前に私のところに連絡がありまして、喜多さん、大変だ。どうしたのですかと聞いたら、高校生がみんな離脱してしまった。もう辞めたと言って、実行委員に入っていた高校生がみんな辞めてしまった。喜多さん、どうしたらいいですかと、いきなり来たのです。

私は東京からの呼びかけ団体として責任がありましたので、すぐに飛んで行って、高校生の人たちと話し合ったのです。何で辞めてしまうのか。一晩じっくり高校生の人たちと話し合っ、君たちの言い分にももっともなところがあるので、ぜひあなたたちの思いを全体会で発表してくれないかということになりました。高校生の人たちが書いた文章が資料6です。

「今の中高生は、学校の中で『すべきことに気づき、それに応える』という振る舞い方に慣れすぎています。だから『自分で好きにしてもいいよ』と言われるとどうしていいかわからず困ってしまいます。そんな状態のこどもを引っ張り出して、『さあ何でもいからあなたのしたいことをしなさい』と言われても、私たち高校生には助けになるどころか苦痛でしかない、というのが私たちの正直な思いでした。当時宮城で機会を与えたのに『乗ってこなかった』という大人からの批判はずいぶんありました。でもそう言われる私たちにも言い分があって、それがきちんと伝わっていないのが私たちにはつらい。それをきちんと知ってもらいたい、というのがこの企画に至った私たちの思いです」。

私が非常にショックだったのは、苦痛でしかないということです。君たちのやりたいことやりなさい、自由に決めてやっていいよと言われること自体が苦痛だ。この感覚は分かりますか。ふだん親とか、教師とか、大人に気を遣って、できるだけ周りの期待に応えるために頑張っている。周りが自分たちに期待をしている。その期待を先取りして、自発的に装ってでも、自分が周りからちゃんと受け止められるように、評価されるように頑張ってしまう。そういう生活に慣れていた高校生たちは、いきなりあなたのやりたいことをやりなさいと言われると困る。臨床心理だと、偽りの自己形成と言うのですけれども、周りの期待に応えるために頑張り過ぎてしまって、あなた自身が何かをやるということに対しては、苦痛でしかない。大人社会への忖度がこどもたちの中でかなり進んでいる。

御承知のとおり、こどもはマイノリティーです。9人の大人に対して、こどもは1人という割合ぐらい、こどもたちの数は少ない。そういうマイノリティー化しているこどもたちが生き残るには、やはり大人に対して忖度していくしかない。無意識のうちにそういうものが染みついている。そういう中で、高校生たちのある種の一つの叫びだったと思います。

今の自分、つまり周りに合わせて生きていくことによって、自分を押し殺してしまう。周りが喜んでくれることが自分の喜びであって、親が悲しむことは自分の悲しみだと、自分自身の感情がどんどん周りの感情の中に同化されていく。結局、自分自身を見失っていくという現象は、特にいい子タイプ、優等生に多いのです。

資料7は、実際に講義が終わった後に私が学生から受けた質問なのですが、問5

を入れてみたのです。いつも自己肯定感の調査を学生にやっていたのですけれども、問5に「生きているのが面倒と思ったことがある」を入れました。先生、生きているのが面倒なのですからけれども、どうしたらいいのでしょうか、こういう質問が講義の後に来るのです。講義の質問ではないのです。自分の悩み相談みたいなものが入ってくるのがよくあるのです。1人か2人だと思って、アンケートにこれを入れてみたら、81名。つまり今の社会に生きているという実感がない、自分を生きていない、そういう若い人たちが増えていることは間違いのないのです。これは今の社会への帰属意識とか、社会での構成員としての自覚が希薄化していくのと同じなのですからけれども、少なくとも今の社会を生きていないと感じている子です。

問9は「いますぐに世の中から消えることができるのなら消えたい」。こういう子も2割ほどいました。

青少年の自殺は529名です。厚労省の検査でも戦後最悪を更新し続けています。今の社会、今の時代に生きていることの自覚とか、実感を持たない若い人たちが非常に増えているという問題を考えたときに、こども基本法とか、意見表明権の持つ意味が問われているのだと思います。

自分の意見を持つということは、今の社会で自分が存在しているというあかしにもなっているわけです。こどもの意見表明の問題について、自己決定的な主体として、子どもの権利条約がつくられてきた事情について、レジュメの中に、条約提案国のポーランドがもともと12条の原案として示したものを紹介しました。12条の意見表明権がこどもの自己決定権をすごく念頭に置いていたということが、原案から見ても分かるのです。

「本条約の締約国は、自己の見解をまとめる力のあるこどもにたいして、自身に関する問題、とくに結婚、職業の選択、医療、教育、レクリエーションについての意見表明の権利を与える」。もともとのポーランド原案です。これが子どもの権利条約の12条になっていくわけです。こども基本法でも自分に直接関係する事項という言い方になっていますが、自分に関する問題というものの例示があるわけです。

ポーランド案は例示があって、五つ、結婚、職業選択、医療、教育、レクリエーションです。あくまで例示にすぎないとも言えますが、自分で決めるという中の非常に重要な要素がここに含まれているわけです。

結婚。自分たちが決めてくれないと困りますけれども、自分で決められない結婚は幾らでもあったのです。それは政略結婚的なものもあれば、家を守るための結婚もあれば、自分の意思ではどうにもならない結婚もありました。

私たちの研究所では、ネパールとの共同研究をしていますが、ネパールで、今、大きな問題の一つが児童婚問題です。小学生世代の女の子が結婚を強いられている児童婚問題というのは今でも現存するわけで、日本も昔はそれに近い児童婚的なものはありました。

職業の選択です。私が抱えていた大学院生で、キャリア教育とこどもの意見表明権という修士論文を書いた女子学生がいました。キャリア教育が全く役に立っていない。職業選択の自己決定に役に立たないという、すごく大変なテーマを書いていました。

コロナで5、6年空いてしまいましたけれども、卒業生10人ほどとコロナ明けに集まって飲んだときに、10人のうち半分は転職していました。大手の企業であったり、それこそ埼玉県庁に勤めていた女の子も辞めました。確かに雇用の流動性はあるけれども、今の若い人たちは職業選択においてどれだけ自己決定しているのだろうか。

私、NPO法人をたくさんやっていたから、ちょっと前までは、チャイルドラインも含めて、いろいろなNPO法人の事務局で、ボランティアでやっていた学生の中に、最低限の生活できるならボランティアの事務所に勤めたいという子が時々いたのです。自分のやりたいことがやれるのだったら、生活は最低限でもいいという形で、ボランティア活動を支えている若者が結構いたのですが、この前、学生たちと就活後の討論で、最近、ボランティアの団体に誰も行かなくなったけれども、どうしてと聞いたら、ほとんどの学生が言っていたのは、親に申し訳ない、この一言でした。高い学費を大学で払ってもらっているのに、ボランティアの団体へ就職してしまったら、親に申し訳ないという言い方をしていました。職業選択について、正直言って、親の意思のほうが優先されてしまっています。

あるとき、気づいて、やはりこれは私の人生ではないと言って、大学に戻ってくる人もいます。しかし、もっと早く気づけ、自分の人生なのだから、自分で決めろよと、そういう職業選択があります。

医療、インフォームドコンセントです。医療についても、こどもの側の自己決定が必要です。

教育です。今日のパネルディスカッションでは、特に教育の問題、学校におけるこどもの自己決定の問題を取り上げたいと思います。進学校などは自由が少ないと言われていきます。そういったところの問題も後半のパネルディスカッションで議論できればいいと思います。

レクリエーション、遊びが自己決定なのは当たり前なので、こういうところを後半の議論に生かせないかと思うので、ちょっと深めに紹介しました。

自己決定主体としてこどもを励ましていくことが大事ですが、もう一つの大きな柱は、社会参画です。特にまちづくりとか、地域のコミュニティーをつくっていく上でこどもの果たす役割、社会参加主体としてのこどもを支えるという部分です。

先ほどのポーランドの原案の基本になっているのは、ヤヌシュ・コルチャックさんという、ポーランドのお医者さんの思想です。孤児院の院長をやっていたコルチャックさんの思想が反映されたと言われていきます。

ヤヌシュ・コルチャックさんの考え方の基本は、ここにあるように「こどもはだんだん人間になるのではない。いま、すでに人間なのだ」。今の社会に生きる人間としてこども

を支えていくことが大事だ。先ほども申し上げたように、生きているのが面倒という、今の社会に生きていない子どもたちの問題をここでも問われているのだと思います。

子ども基本法の意見表明・参加の中で、11条をちょっと落としてしまったのですけれども、11条には子どもの施策を策定したり、実施したり、評価するときには、必ず子どもの意見を聞かなければいけないという条文が入っています。今、1,600以上の自治体の中で、子ども計画や子ども政策を立てるときに、子どもの意見の聴取というのが義務づけられてしまったわけです。やったことがないから、これは結構大変です。役所の人たちから見れば、青天のへきれきでしょう。子どもの意見を反映しなかったら、国会とか、議会で追及されますから、やはり子どもへの意見聴取を何とかしなければいけない。幾つかの自治体で、行政が独自に意見聴取する経験もなければ、組織もない。どうするかといったら、民間委託をします。委託事業で500万とか、1000万ぐらい予算をつけて、民間に丸投げしてしまう。

私は丸投げをするときの選考委員によくさせられて、どこの企業がいいか、そんなことをこの1年、2年やっていたけれども、ある自治体での「生徒会サミット」アンケート結果というものがあります。資料8を見てください。これは自治体の名前を入れてしまいました。千代田区です。千代田区は靖国神社を抱えている大変な自治体ですが、これは生徒会サミットです。

子ども家庭庁が子どもの意見反映のためのガイドラインをつくりまして、子どもの意見を聞いて反映するにはこんなやり方がありますよというガイドラインができたのです。千代田区もそれを使って、ここに書いてあるように生徒会サミットをやったのです。学校生活のことなど、身近なことです。子ども政策についての意見の反映なんて言っても、子どもには分からないわけです。それを丁寧に説明しなさい。具体的に身近なテーマで話し合うという、子ども家庭庁からのお達しもありまして、千代田区も必死になって、子どもたちにこういうふうに政策事項を反映できるのだから、意見を言ってくださいという生徒会サミットをやって、最後に麴町中、九段中、神田一橋中とか、生徒会のメンバーを中心に生徒アンケートを取ったのです。現実には厳しいです。

Q1、千代田区政について知っていることがあるか。ないが95%。Q2、区政に意見したいことがあるか。ないが90%。はっきり言って関心がないのです。子ども基本法では、子どもの意見を聞いて政策を立てなさいと書いてあるのですけれども、政策に子どもたちはあまり関心がない。子どもが言いたいのは親に対してや先生に対してなのです。学校に対して意見を言うのだったら、それはたくさんあります。校則の見直しとかね。でも、自治体政策について意見を言えというのは、もともと子どもには厳しいのです。

その分野で一番関心があるのは、担当の職員の方です。今日もいらっしゃると思うのですけれども、施策を立案したり、子ども計画を立てたり、子ども・子育て会議の担当者であったり、そういう人たちは立てなければどうしようもないわけです。そこでは子どもたちの意識と政策担当者の意識にははっきりとしたずれが出てきます。子どもは

ほとんど無関心です。二次的関心と私は言っています。関心の二次性です。

それに対して、担当者や関係する大人は切実なのです。利害関係があって、この政策を通さないと私は生きていけないみたいな、大人の側は物すごく利害があって、関心を持っている。つまりこども政策の分野というのは、こどもはほとんど無関心だけれども、大人の関心が高い。結果、どうなるかといったら、大人の言うとおりにこどもの意見聴取の結果がまとめられがちになります。

アメリカのニューヨーク州立大学の環境心理学者、ロジャー・ハートは、それを操り型とか、見せかけ型の参加だと言っています。つまり真の参加ではなくて、偽りの参加である。大人の側が操ってしまう、あるいは見せかけで参加する、そういうことに陥りがちなのです。ですから、社会参画の分野での意見表明・参加というのは、こどもの意識と政策担当者の意識に大きな差があるということを前提に考えないと、問題が始まらないわけです。

ロジャー・ハートの言い方で言えば、偽りの参加から、つまりこどもの意見に対して、こうだというふうに大人の側がまとめてしまう、そういう意見聴取・意見反映ではなくて、こどもたちの真の参加だと言います。ロジャー・ハートは、偽りの参加に対して、真の参加だと言います。真の参加にするにはどうするかというと、こどもと大人の意思の共有だと言っています。意思を共有する。平たく言えば、共同決定です。こどもの社会参加が目標になるのは、大人とこどもが対等な主体的な関係の中で共同決定していく、意思を共有できる、そういうところまで持っていけるかどうかのポイントになっているのだと思います。

資料9を見てください。これがロジャー・ハートの「参加のはしご」です。私はポプラ社で中学生ぐらいを対象にしたこども向けの本『活かそう！子どもの権利条約』を書いているのですが、その本の一部で「参加のはしご」を入れています。

ロジャー・ハートが8段階のはしごに見せかけて、操り、飾り、見せかけというところが非参加、偽りの参加であって、4段階、役割を与えられ情報を受けるから、相談を受け情報を受ける、そして、6番目の大人が着手しこどもとともに決定するが、当面、こども参加の目標になる。共同決定です。7段階、8段階は、今度はこどもがイニシアチブを取ったことについて、共同決定するところまで行くというのももちろんあり得るのですが、当面は大人が持っていたイニシアチブをこどもと共有できるように共同決定するところが、こども参加の目的だというのがロジャー・ハートの考え方なのです。子どもの権利条約で言えば、パートナーシップです。こどもと大人がパートナーとして対等な関係で意思決定



をしていくような仕組みがつかれないか。

この図を何で入れたかという、変な虫がついているからです。昔だったらオバQ、今はドラえもんですか。分からないけれども、変な虫が3匹います。はしごをよじ登っているのです。これは、私、最初気づかなかったのです。本ができて、ぱらぱら見ていたら、「参加のはしご」のイラストを描いてくれたのはよかったのですけれども、変な虫がついている、何だこれとは自分でも思ったのです。そうしたら、イラストレーターが気を利かせて、私の文章から取っているのです。ウズウズ虫という虫だったのです。

これが次の資料10です。これは中学生向けに書いた本ですけれども、こどもの中のウズウズ虫が動き出す。これはポプラ社の本の一部ですが、こういうふうに書いてあるものをイラストレーターがイラストにしてくれたということです。

「本当は、なにか、やりがいのあることを自分の力でやってみたい。けれど、その一歩が踏み出せない。きみの体の中には、動きたい、活動したい、生きている充実感をえたい、という虫がウズウズしているのだけれど、それを行動にすることができない。このウズウズ虫は、きみが人間らしく生きていくための大切な虫だ。この虫は、小学校や中学校などでいろいろな勉強を通して大きくなってきた。きみが一生懸命獲得してきた知識、情報、教養、能力はこの虫の栄養源であり、社会で活動してこそ意味を持つ。そんな目的をもって学んだはずの知識や教養、能力を試験以外で使う機会もなく、ただひたすら、ため込んでいただけでは体に悪いのは当たり前だ。“ウズウズ虫”はそんなときに発生する」。

私は1996年に立正大学から早稲田大学に移ったのですけれども、翌年のゼミの発表の中にナホトカ号重油流出事故を扱った学生の発表があったのです。これはロシアのタンカーが北陸の海に沈んで、重油が北陸の海に投げ出された。真っ黒の水鳥が写真になりました。あの環境汚染を解決するために、メディアがボランティアを誘導して、たくさんのボランティアが参加しました。海の重油というのは手作業で取るしかないのです。大量のボランティアがいないと駄目なので、北陸の海を環境汚染から守っていくためのメディアの役割を発表したのがゼミの学生たちの報告だったのです。

私はすごいいい報告だと思っていて、その中に福井県の学生がいたので、あなたの発案でしょう、なかなかよかったね、君自身はどういうボランティアをやったのかと聞いたら、落ち込んでしましまして、あなたは地元の海が汚染されていて、何かやらなかったのかと聞いたら、メディアの報告はしたけれども、自分の手は汚さなかった。そのとき、はっとしたのです。情報はたくさん持っているのです。優秀な学生で勉強もできるし、知識も情報もたくさんあるけれども、ふるさとの海が汚染されていて、一歩踏み込むことができないのはなぜか。

1995年1月17日に神戸の震災がありました。あのときに、立正大学の最後の15期のゼミだったのですが、1月17日というのは年度末試験の直前だったのですけれども、ゼミの学生全員がトラックを借りて神戸へ行ってしまったのです。研究室の

パソコンから何もかも持ち出してきて、喜多さん、軍資金をくれと言うので、10万ほど渡して、学生たちが神戸で憩いの喫茶ということで、音楽的な喫茶店を神戸でやっていたらしいのですが、私は大学に掛け合って、今、年度末試験をパスしているけれども、何とかしてやれと言いました。立正にいたときは、学生たちの行動力がすごくあって、一歩が出る行動力とは一体何なのだろうかということを感じるのです。それは少なくとも知識とか、教養とか、学力とはちょっと違うレベルで、若者を動かす原動力があるのではないかと思います。

それは一体何なのかというところで、今はなかなか一歩が出ない、そういう時代になっています。

資料11です。ウズウズ虫は一体何者かということを非常にはっきり明確に述べたのが、ユニセフの『世界子供白書』の2003年版「なぜ、いま参加なのか」。人間の本来的な欲求としての参加意欲ということで、『世界子供白書』の2003年版、言わば21世紀の『世界子供白書』の一つの大きなテーマがこども参加だったのです。

「なぜならば、もはや参加に関心を向ける以外の選択肢はないからである。参加したいという意欲は、全ての人間に生まれながらに備わっている。その意欲は、新たに生まれた全ての赤ん坊のなかにあって発揮されるのを待ち構えており、今日の世界に存在する20億人のこどもたちひとりひとりのなかにあって、外からの刺激を待っているのである。その意欲が尊重されも育まれもせず、こどもたちが大人によって排除、あるいは、無視されれば、こどもがコミュニティーに貢献できる可能性は損なわれる。そういうこどもたちは、自分を取り扱われたのと同じやり方で、すなわち社会から見捨てられた存在として行動し、エネルギーや創造性を下位文化のほうに向けて、よくまとまった社会の創造には用いなくなる可能性が高い」。

こども参加を総特集した白書はこの1冊ですけれども、まさに20世紀から21世紀に変わるときに、大人世代に対してこども参加への支援が求められる時代に来ているわけです。私たちが生きてきた20世紀の時代のこども・若者は、そんなことは大きなお世話だ、大人の支援、そんなものは要らないと突っ張って活動していた時代があるのです。むしろ我々団塊の世代なんて、もうそろそろ滅びる世代ですが、この世代はたちの悪い世代で、人数は物すごく多かったです。総人口1億の中の3000万がこどもだったという時代の3000万です。ですから、それが学生になったときにはすさまじいエネルギーで、だから、意見表明・参加を止めようという大人はいても、支える大人はほとんどいなかった時代で、これ以上意見表明・参加をするなど大人の側が思いたくなるほど、私らの時代は勝手に動いていたのです。でも、この少子化の時代、こどもたちが圧倒的少数になったときのこどもたちの参加は、やはり大人の側が支えないと、こどもたちが担う将来が危ない、今、そういう時代に差しかかっている。

ユニセフの『世界子供白書』の2003年版で初めて本格的にこども参加を取り上げている理由というのは、非常に大きな意味があると思います。今の時代は、こどもたちを

大人が支えなければいけない時代です。

2022年6月のこども基本法の成立から2か月後、2022年8月に子どもアドボカシー学会が設立されました。つまり学問的にもこどもの意見表明・参加をどういうふうに支えていくか、実践・理論ができるか、そういう時代に差しかかってきた。今、生きているのが面倒だとか、生きている実感が乏しくなっているという感覚のこどもや若者が、自分も生きている、今の社会に生きているという実感・存在感を持つためには、意見表明・参加、こどもたちの自己決定や社会参画を支援していくしかない。それが当事者性、こどもや若者が今の社会の当事者として役割を果たしていける道ではないか。

今、学校のカスハラ問題というのが結構言われています。カスタマーハラスメントです。保護者が消費者感覚で学校を責める。そうではないはずです。保護者はパートナーだったはずです。学校を支えていくパートナーとして、保護者、住民がいたと思います。私はコミュニティースクールは非常に重要だと思っています。そこで保護者の意識が消費者ではなくて、責める側ではなくて、学校と一緒に運営していく、そういう当事者として、保護者もこどもたちも学校共同体の一員だという意識が必要になってくるのではないのでしょうか。

それから、地域の共同体としての市民教育、主権者教育というものが、今、非常に求められている時代で、子どもの権利条約の13条から15条の市民的権利を深めていくことも今後の課題だと思います。

最後に「おわりに」ということで、もう時間になりますので、資料12を読んで終わりにしたいと思います。最後にもう一つだけ、『世界子供白書』を紹介して終わりにしたいのですけれども、これは最初の序文に入っていた言葉です。

「大人力を伸ばしていく」。「世代によって、立ち向かわなければならない課題は変わっていく。こどもたちに、そしてこどもたちの意見に耳を傾けることは、私たちの世代が直面している課題のひとつである。今年の世界子供白書は、こうした点に関する大人の責任に焦点を当てている。すなわち、こどもたちに意見を求め、それを真剣に考慮する責任と、こどもが世界に正統かつ意味のある形で参加する力を伸ばせるよう、その手助けをする責任である。そのためには、大人自身が新しい力を伸ばしていかなければならない。私たちは、こどもや若者の意見を効果的に引き出す方法、彼らの多様な声や様々な自己表現のしかたを認識する方法、そして彼らのメッセージを、それが言葉によるものであるかそうでないかを問わず、解釈する方法を学ばなければならない。私たちはさらに、こどもと若者の意見に耳が傾けられ、正当に考慮される機会と、時間と、安心できる空間を確保しなければならない。そして、こどもや若者のメッセージと意見に適切な形で応える能力を伸ばしていかなければならない」。

ファシリテーション、ファシリテーターみたいな議論は、我々も何十年も前からやっています。ファシリテーターではないのです。アドボケーター、アドボケートが必要なのです。違いは何か。こどもたちの意見を実現するための支援なのです。促進する支援まで

はやってきました。でも、こどもの意見の意思決定まで関われる、そこまでやらなければ、こどもはついてきません。意見は聞きました、決めるのは大人です、意見は聞いてあげる、そこまでのファシリテーションはずっとやってきたのですけれども、これではもう駄目なのです。意思決定に参加するところまで、こどもの意見表明・参加をきちっと支援できるような大人の力が必要です。

そういうアドボケートの養成は、既に厚労省を中心にこども意見表明支援員として、今、制度化されてきています。これは福祉の分野だけでなく、教育や医療、様々な分野でこどもたちのアドボケート、意見を表明し、それを実現していく支援のところまで、これからは求められていくのではないかということをお願いして、私の話を終わらせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。